

国家遺産管理法

1982年6月16日付法律第23号

(Ley 23/1982, de 16 de junio, Reguladora del Patrimonio Nacional)

フアン・カルロス一世スペイン国王陛下

この法律を献じる全国民に在り、理解されるであろう以下のことを知れ。
議会総会 (Cortes Generales) は次の法律を承認し、私はこの批准を受け入れる。

第1条

1. 国家遺産監理審議会 (Consejo de Administracion del Patrimonio Nacional) は、法人格を持ち、政府大統領府に所属する組織として働く能力を有し、且つ国家独立団体法 (Ley de Entidades Estatales Autonomas) の適用からは除外される公法団体 (Entidad de Derecho Publico) となる (configurarse)。

2. その目的は、国家遺産財産及びその権利 (derechos) の管理・監理である。

第2条

1. 国王及び王室の使用及び業務 (servicio) に関わる国有財産は、憲法及び諸法律に帰属する最高代表権 (alta representacion) の行使の為、国家遺産財産の法的査定が行われる。

2. 更に、振興財団及び王室財団 (las Fundaciones y Reales Patronatos) における財団又は本法の述べる財団における権利・任務 (derechos y cargos) が前記の遺産を構成する。

第3条

1. 国家遺産財産の afectacion と両立し得るのであれば、前条文の述べるところに従い、監理審議会は、文化的、学術的、教育的目的を持って同財産の使用への措置を採択する。

2. 監理審議会は、生態系保護の余地があると協議する地域における環境保護に留意する。

3. 政府は、国家遺産管理審議会の提案に基づき、特別自然価値を有する各々の財産、特

にエル・パルド山、リオフリオ森、エレリア森への環境保護計画を承認する。

4. 前項の述べる環境保護計画に含まれるところにある地域は、法律によってのみ、desafectas され得る。

第4条

1. 次の財産は国家遺産を構成する。

- (1) オリエンテ王宮及びカンポ・デル・モロ公園
- (2) アランフェス王宮及びラブラドル小屋 (Casita)、それらの庭園及び付属施設
- (3) エル・エスコリアル・サン・ロレンソ王宮、カシータ・デル・プリンシペと呼ばれる小宮及びその果樹園・作業地、通称カシータ・デ・アリーバとその王妃執務邸・親王執務邸
- (4) ラ・グランハ王宮、リオフリオ王宮及びその敷地
- (5) カシータ・デル・プリンシペのあるエル・パルド山、エル・パルド宮。ラ・サルスエラ王宮とラ・キンタと呼ばれる地所、及びその宮殿と付属施設 (ヌエストラ・セニョーラ・デル・カルメン教会、キリスト修道院、及び隣接建造物)
- (6) パルマ・デ・マジョルカに在るラ・アルムライナ宮とその庭園
- (7) 王宮に含まれる、又はその他の公有不動産に保管され、国家遺産監理審議会に監理 (custodiarse) されている目録に挙げられている国有動産
- (8) 国王により国に行われた贈与物 (donaciones)、並びに王室 (Corona) の使用及び業務に関するその他の財産及び権利 (derechos)

2. 本条文の第1項から第6項に挙げられた財産の正しい relimitacion の為には、歴史的・芸術的建造物 (conjunto historico-artistico) と宣告する当該の勅令により画定された周辺 (perimetro fijado) へ配慮する。それが無い場合、記念物建造物群 (unidad del conjunto monumental) の保存基準 (criterio de preservar) に従う。

3. 本法の趣旨に従って、エル・パルド山の名前で国家地理学研究所 (Instituto Geografico Nacional) の地図に掲載されている地表はエル・パルド山と看做される。

4. エル・パルド山環境保護計画は、この山の地方査定 (calificacion de rusticos) を受けるその領域のみに適用される。

第5条

財団又は政府の諸権利 (derechos) 及び次の財団 (王室財団と呼ばれるもの) の監理は、国家

遺産となる。

- (1) ラ・エンカルナシオン教会・修道院
- (2) エル・ブエン・スセソ教会・病院
- (3) ラス・デスカルサス・レアレス修道院
- (4) ラ・レアル・バシリカ・デ・アトーチャ
- (5) サンタ・イサベル教会・学校
- (6) マドリード(先の諸項目の建造物もここに存在する)、ロレート教会・修道院
- (7) サン・ロレンソ・デル・エスコリアル修道院(前述した所在地エスコリアルに在る)
- (8) ブルゴス、ラス・ウエルガス修道院
- (9) ブルゴス、国王病院
- (10) トルデシージャス、サンタ・クララ修道院
- (11) アランフェス、サン・パスクアル修道院
- (12) トレド、エル・コパトロナート・デル・コレヒオ・デ・ドンセージャス・ノブレス

第6条

1.本法及びその施行の為に発せられる勅令は、国家遺産の財産及び諸権利の司法制度 ([regimen juridico](#)) を管理する ([regular](#))。国家遺産法は補足的に適用される。

2.国家遺産を構成する財産及び諸権利は譲渡不可能であり、不可侵であり且つ差押対象とはならないものであり、国の公共財産である財産 ([los bienes de dominio publico](#)) と同じ免税制度を享受すると共に、国有のものとして所有権登録 ([Registro de la Propiedad](#)) に登記 ([inscrito](#)) されなければならない。

3.国家遺産監理審議会は、先の第4条及び第5条の述べるところの財産と諸権利に関して、公共財産である財産において国が管轄する回復、調査及び粋付け ([deslinde](#)) を行える特権 ([las prerrogativas](#)) の行使を財務省に及ぼすことができる。

4.歴史的・芸術的価値又はそうした特性を持つ財産には、同様に国家歴史的・芸術的遺産に関する法を適用し得る。

第7条

1.第5条の述べる財団 ([Patronato](#)) の諸権利の内容は、その設立約款 ([clausulas fundacionales](#)) に定められたものとなり、同約款が不備である場合は各財団 ([Fundaciones](#)) の運営権限を全てその内容とする。この財団 ([Fundaciones](#)) の保護 ([Protectorado](#)) を管轄するのは、現行の諸規定に所属する権限を有する国王となる。

2.その各目的を直接履行するこれらの財団の財産は、国の公共財産である財産と同じ免税制度を享受するものであると共に、その引渡(enajenacion)に関する特定法(legislacion especifica)の規定を損なわない限り、譲渡不可能であり、不可侵であり且つ差押対象とはならない。

第8条

1.国家遺産監理審議会はその議長、理事(Gerente)、並びに十名を超えない数の構成員で構成され、以上は全て信望のある認知された専門家となる。構成員十名の中の二名については、国家遺産である不動産が存在する市町村域内の役場、若しくはその監理審議会に管理される諸財団(Fundaciones)の何れかの構成員が参加しなければならない。

2.(1) 監理審議会の議長、理事及びその他の構成員は、閣僚会議の事前審議がなされ、政府首相によりその承認を得た後、勅令によって指名される。

(2) 監理審議会は次のものを管轄する。

- a. 国家遺産の財産及び諸権利の保存、保護及び改善
- b. その財産に適した活用が必要である通常監理行為の実施
- c. 労働法(regimen laboral)上での公務員及び契約者(personal tanto funcionarios como contratados)の指導
- d. 様々な部署の組織化及び機能に必要な規準を発令すること、並びにそれらを監督し(dirigir)、監査する(inspeccionar)こと
- e. 本法規則(Reglamento de esta Ley)、並びに国家遺産の諸財産の活用を述べるその他の契約書全てに定められた手続を事前に行い、国家遺産に関するinteres(interés para el Patrimonio Nacional)である作品及び供給品(suministros)を私法制度に則り(en regimen de Derecho Privado)契約すること。
- f. 歴史的又は芸術的な価値が特徴を有する動産の保管に最大二年の期限まで、同動産に適した警備及び保存に必要な措置が執られている、主に文化的な目的を持つか又は公共の建造物の仕上げ装飾(decoro)の為の建設工事(constitucion)。何れの場合もコレクションの完全な保全に留意する
- g. 第3条の述べる学術的・文化的・教育的な目的の振興及び履行
- h. 第5条の述べる王立振興財団の運営(administracion)を行うこと
- i. 規則で定められる国家行政府組織の関与する国家遺産の財産及び諸権利の目録作成、その作成した目録を政府に上げること(elevacion)、並びにその目録を年毎に修正する為にそれに該当する建議(propuesta)
- j. 王室の使用及び業務への動産・不動産の影響(afectacion)についての政府への建議。
- k. 国家遺産である動産・不動産がその重要な目的を果たしていない場合、これら

の財産の粗略な扱い(*desafectacion*)についての政府への建議。歴史的・芸術的価値を有する動産又は不動産は決して粗略に扱われてはならない

l. 贈与、相続遺産(*herencias*)又は形見(*legados*)を受け取ること、並びに一般的にあらゆる種類の財産の営利権(*titulo lucrativo*)の取得に同意すること。相続遺産の受け取りは、限定相続として(*a beneficio de inventario*)行われるものと看做される

m. 国家遺産予算草案を毎年作成及び承認し、その後国家総予算に加えるために政府にその草案を送ること

n. 第3条の述べる環境保護計画を実施する場合、ナチュラル・サンクチュアリ(*espacios naturales*)の使用・管理(*gestion*)に必要な措置を講じること

第9条

1. 国家総予算の項目 a の場合、国家遺産への義務を果たすのに必要な融資が記載されている基金(*dotacion*)は、当該のセクションに入れられる。

2. 同じく様々な省の管轄セクションにある予算融資(*creditos presupuestarios*)は、それらが国家遺産財産に関して保護するその管轄を専門とする活動に使用される場合、例外として、国家遺産に適用される。

3. 国家遺産を構成する諸財産のもたらす利益、収益、受給或いは利潤(*frutos, rentas, percepciones o rendimientos*)は、その性質を問わず、国庫に入金される。

4. 国家遺産の経済管理(*gestion economica*)を整備する為、総予算法の規定に従って予算(*presupuesto*)が各会計年度に(*para cada ejercicio*)作成される。

5. 国家遺産予算は、行政的性質を有する自治組織(*organismos autonomos de caracter administrativo*)の規範的可算予算(*la normativa presupuestaria y contable*)に従う。

6. 議長は、経費を定め(*disponer gastos*)、該当する支払を命じる権限を持つ。

7. 諸費用(*derechos*)及び負債(*obligaciones*)の承認・決済(*reconocimiento y liquidacion*)行為への関与及び監査(*intervencion y fiscalizacion*)は、代表監督官(*Inventor Delegado*)一名を介し、国家総合関与院(*la Intervencion General del Estado*)の管轄となる。

8. 国家遺産の会計(*cuentas*)についての調査及び検閲(*censura*)は、会計検査院(*Tribunal de Cuentas*)が管轄する。

第10条

1.国家遺産監理審議会の業務に就く人物は、様々な公共行政の職員及び労働法に従って契約された労働者から構成される。

2.国家遺産監理審議会の職員業務を預かる者は、その出身組織(Cuerpo de procedencia)に適用された規準に従い、該当する管理職(situacion administrativo)に在る。

終則

第1条

政府は、国家遺産監理審議会の事前報告を得てから、本法の改訂 ([desarrollo](#))・施行に関する一般規則 ([Reglamento general](#)) を一年以内に発し、その規則においては、歴史的・芸術的記念物についての法の規制と同様の基準を持って、遺産及び王立財団の不動産の見学規制 ([regimen de visita](#)) が取り締まられなければならない。

第2条

仮則第 2 条における予防目的に則り、本法発効日以降如何なる団体に貸された若しくは譲られた地所もエル・パラド山のパラメーター ([parametro](#)) から除かれると看做され、その関係は規則に則り定められる。

第3条

1. 1956 年 8 月 23 日付で制定した財団振興団体 ([Patronato de la Fundacion](#)) に関する政令法 ([Decreto-Ley](#)) によって国家の長に付された機能は、国家遺産監理審議会に関するものと看做される。

2. 政府は、1956 年 8 月 23 日付の政令法で設けられた財団と法的に関する団体が代行する委員会を創設する。この委員会は、財団の遺産を構成する財産の司法制度並びにその勅令法から派生する司法職に関するの答申を政府に作成及び提出しなければならない。

3. 勅令を通じ、1956 年 8 月 23 日付の政令法に在る次の目的を持った分野を修正するよう、政府に認可する。

- a. 財団 ([Fundacion](#)) を本法の命令 ([preceptos](#)) に適応させること、並びに必要であればその財産を国家遺産 ([el Patrimonio del Estado](#)) に加えるよう計らい、その財産の新しい法制度を設けること
- b. 特に、墓地・埋葬地 ([cementorios y sepulturas](#)) に関し適用される法に従わなければならない財産の法制度を裁決すること ([proveer](#))

仮則

第1条

現在の国家遺産管理審議会は、現行法 ([presente Ley](#)) の規定に従い、直ちに新しい審議会の辞令が行われなければならない、本法発効日以降その機能を停止する。

第2条

1.本法発効日以前の国家遺産に関連する財産は、第4条と関係するものには入らないが、国立自然保護研究所 ([Instituto Nacional para la Conservacion de la Naturaleza](#)) にその名義 ([titularida](#)) が移された ([transferir](#)) 山の場合は除く。

2.政府は、その財産が在る市町村管轄内の役場と事前に協議し ([previa consulta](#))、その性質に従って前述の財産のその後の [afectacion](#) の為に適切な決定を本法発効日から六ヶ月の期限内に可決する。その財産のパラメーターが市町村管轄域以上のものを含んでいる場合、その答申書 ([consulta](#)) は県議会 ([Diputacion Provincial](#)) か自治州か [Ente Preautonomico](#) に申し立てられる。

附則

1.本法の発効日以降、政府は勅令を通じ、三人の専門家から成る委員会を設ける。六ヶ月以内に、第4条の8の述べる財産の目録に関する報告書 ([dictamen](#)) を発する ([emitir](#))。その構成員の一人は国家総合目録官 ([Interventor General del Estado](#)) 又はこれが委任する職員 ([funcionario en quien delegue](#))、一人はサン・フェルナンド王立美術アカデミーから推薦された者、もう一人は美術・文書館・図書館局長又はこれが委任する職員となる。

2.報告は政府に従うものとし、政府は国会総会にそれを移送する ([remitir](#))。

廃案

1940年3月7日付の法律、並びに現行法の規定に反するその他全ての規定は廃止される。

故に全てのスペイン国民、個人 ([particulares](#)) 及び当局に、本法を遵守すること、遵守していたことを命じる。

マドリード、サルスエラ宮、1982年6月16日
ファン・カルロス国王